

令和3年第1回
船橋市国民健康保険運営協議会

令和3年2月
国民健康保険年金課

議題 1 船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

1 被保険者としなない者に関する規定の追加（条例第3条）

① 改正趣旨

国民健康保険法第6条第11号及び国民健康保険法施行規則第1条第5号の規定により、特別な事由がある者で条例で定めるものは、被保険者としなないとされています。児童福祉施設等に入所している児童で扶養義務者のいないものは医療費が県からの公費（本人負担なし）で全額賄われており、国民健康保険の被保険者としなないことで該当者の保険料がかからなくなります。

なお、当該規定の見直しは県を通じて国から要請があったものであり、条例に規定がない県内の多くの自治体で同様の改正が行われます。

② 改正内容

児童福祉施設等に入所している児童で扶養義務者のいないものを被保険者としなない規定を追加します。

③ 施行期日

公布の日から

2 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設に伴う所得割額の算定方法の改正（条例第13条）

① 改正趣旨

租税特別措置法が改正され、低未利用土地等の譲渡所得の特例が創設（租税特別措置法第35条の3）されたことに伴い、国民健康保険料でも所得割額の算定に適用させます。

※低未利用土地等の譲渡所得の特例について

全国的に空き家・空き地が増加する中で、新たな利用意向を示す者への土地の譲渡を促進するため、個人が保有する低額の低未利用地を譲渡した場合の譲渡所得から100万円（100万円に満たない場合は、その譲渡金額）を控除する制度

② 改正内容

長期譲渡所得から控除する規定に租税特別措置法第35条の3第1項の規定を追加します。

③ 施行期日

公布の日から ※令和3年度以後の年度分の保険料に適用し、令和2年度以前の保険料については従前どおり

3 均等割の減額に係る所得基準の改正（条例第20条及び附則第6項）

① 改正趣旨

平成30年度税制改正において、令和2年分の収入より給与所得控除・公的年金等控除について10万円引き下げられるとともに、基礎控除が10万円引き上げられました。これにより給与または公的年金等に係る所得を有する被保険者に不利益が生じないように、均等割の減額を判定する所得基準を見直します。

② 改正内容

国民健康保険料の軽減の対象となる所得の基準について、地方税法第314条の2第2項に掲げる額（基礎控除）を超えない世帯と規定していたところを、地方税法第314条の2第2項第1号に掲げる額に、世帯主等のうち給与所得を有する者の数及び公的年金等に係る所得を有する者の数の合計数が2以上の場合にあっては、当該給与所得者及び公的年金等に係る所得者の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額を超えない世帯とします。

【現行】軽減判定所得

- ・ 7割軽減基準額：基礎控除額（33万円）
- ・ 5割軽減基準額：基礎控除額（33万円）＋28.5万円×（被保険者数）
- ・ 2割軽減基準額：基礎控除額（33万円）＋52万円×（被保険者数）

【改正後】軽減判定所得

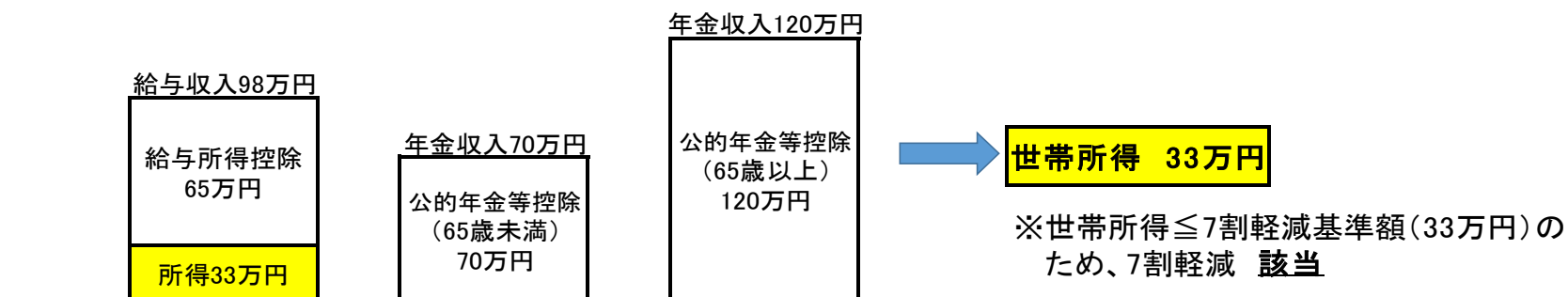
- ・ 7割軽減基準額：基礎控除額（43万円）＋10万円×（給与所得者等の数－1）
- ・ 5割軽減基準額：基礎控除額（43万円）＋28.5万円×（被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）
- ・ 2割軽減基準額：基礎控除額（43万円）＋52万円×（被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）

<参考>

給与所得者および公的年金等に係る所得者において、給与所得及び公的年金所得控除及び基礎控除の変更後も現状と同様の軽減判定となるよう基準を改正することにより、不利益が生じないこととなります。

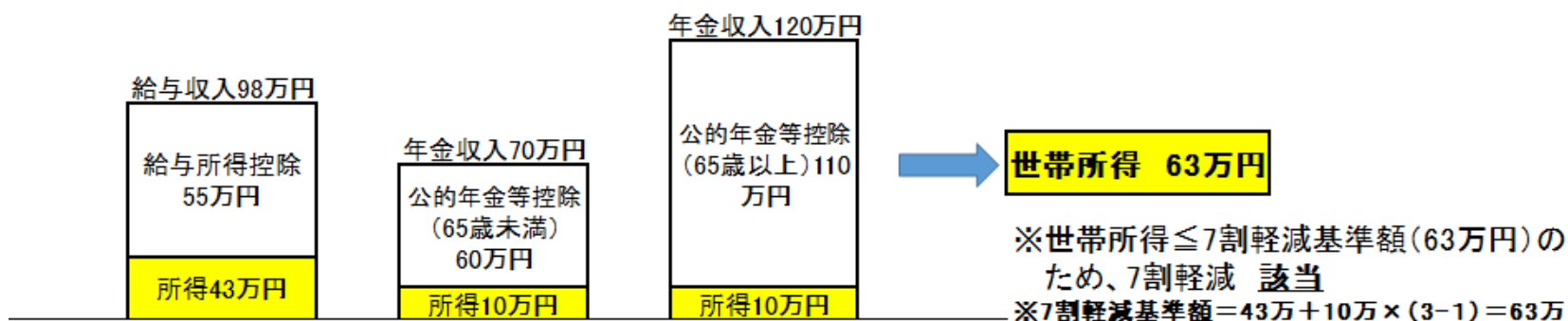
【現行】均等割の7割軽減に該当する場合

7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)



【条例改正後】

7割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)＋10万円×(給与所得者等の数－1)



③ 施行期日

公布の日から ※令和3年度以後の年度分の保険料に適用し、令和2年度以前の保険料については従前どおり

4 その他規則改正について

① 改正した規則

船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例付則の規則で定める日を定める規則

② 改正趣旨

傷病手当金の支給に対する財政支援の適用期間について、「令和2年1月1日から同年9月30日までの間」とされていたものが、その後、国及び県より適用期間の延長について2回の通知(1回目は「令和2年10月1日から12月31日の間」、2回目は「令和3年1月1日から令和3年3月31日の間」)についても同様の支援対象とする旨の通知が発出されたことに伴い、規則の一部を2回改正しました。

③ 改正の概要

第1条中「令和2年9月30日」とあるのを、「令和2年12月31日」と改正し、その後さらに「令和3年3月31日」と改めました。

④ 施行期日

公布の日から

議題 2 令和3年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算案について

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ486億4,500万円とするものです。
各科目の概要につきましては、12、13ページの総括表（歳出／歳入）をご参照ください。
前年度比マイナス21億4,000万円となりますが、保険給付費の減少（12ページ）と
予算体系の見直し（11ページ）が主な要因です。

歳出

(単位：千円)

	令和2年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額(案)	増減
総務費	911,300	878,800	▲ 32,500
保険給付費	33,989,900	32,133,900	▲ 1,856,000
国民健康保険事業費納付金	14,637,600	14,881,400	243,800
共同事業拠出金	100	100	0
保健事業費	1,053,900	556,600	▲ 497,300
諸支出金	92,200	94,200	2,000
予備費	100,000	100,000	0
歳出合計	50,785,000	48,645,000	▲ 2,140,000

歳入

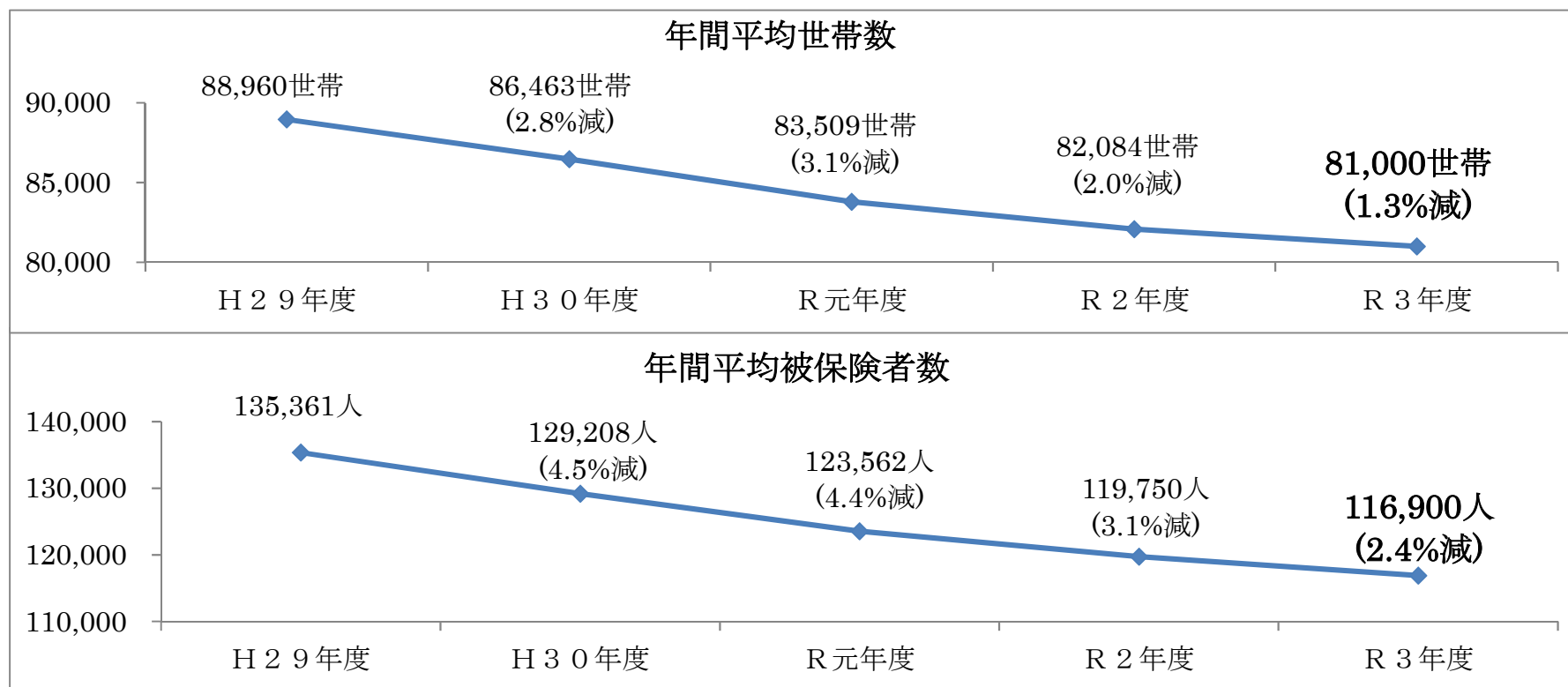
(単位：千円)

	令和2年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額(案)	増減
国民健康保険料	10,922,000	10,685,000	▲ 237,000
国庫支出金	36,000	100	▲ 35,900
県支出金	34,447,500	32,595,000	▲ 1,852,500
財産収入	500	500	0
繰入金	4,646,900	5,214,300	567,400
うちその他一般会計繰入金	1,590,000	2,132,000	542,000
うち決算補填等目的繰入金	1,099,897	1,598,382	498,485
繰越金	100	100	0
諸収入	732,000	150,000	▲ 582,000
歳入合計	50,785,000	48,645,000	▲ 2,140,000

☆ 令和3年度国保事業の概要

1 世帯数と被保険者数の状況

	世帯数	被保険者数	1世帯平均人数
令和3年度見込数	81,000世帯	116,900人	1.44人
令和2年度決算見込数	82,084世帯	119,750人	1.46人
決算見込との比較	▲1,084世帯 (1.3%減)	▲2,850人 (2.4%減)	



※令和元年度までは決算数値、令和2年度は決算見込数値。

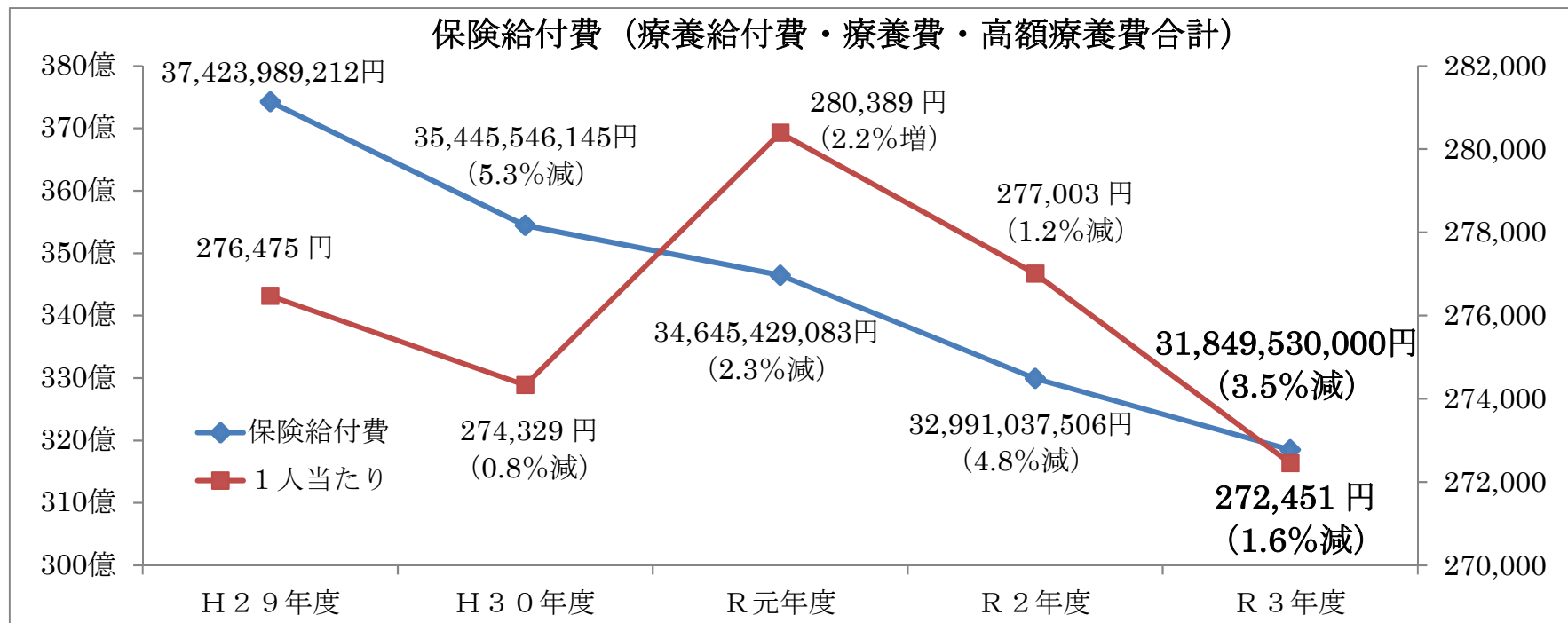
※加入者数の多い高齢者層が後期高齢者医療制度へ移行しているため、世帯数・被保険者数共に減少傾向。

また、1世帯当たりの人数も減少している。令和2年度に減少率の低下が鈍い見込となっているのは、新型コロナウイルス感染症による影響があると考えられることから、令和3年度についてもその影響が続くものとして見込んでいる。

2 保険給付費（療養給付費・療養費・高額療養費合計）の状況

令和3年度予算額	318億4,953万円
令和2年度決算見込額	329億9,104万円
決算見込との比較	▲11億4,151万円（3.5%減）

決算（見込）との比較



※令和元年度までは決算数値、令和2年度は決算見込数値。

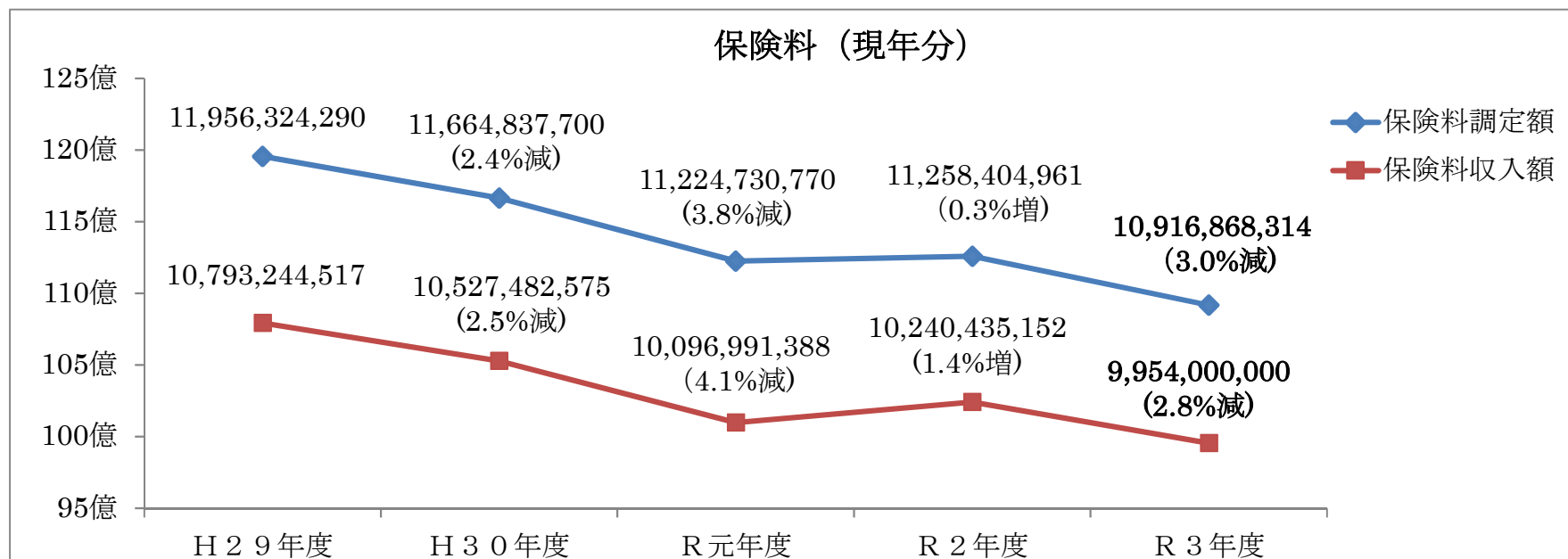
※被保険者数の減少、診療報酬のマイナス改定（H30）、新型コロナウイルスの影響による受診控えにより、保険給付費全体は減少傾向にある。

※1人当たり保険給付費は、高齢化や医療の高度化等の影響はあるものの、令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルスの影響により減少する見込みである。

3 保険料（現年分）の状況

	保険料調定額	保険料収入額	予定収納率
令和3年度予算額	109億1,687万円	99億5,400万円	91.18%
令和2年度決算見込額	112億5,840万円	102億4,044万円	90.96%
決算見込との比較	▲3億4,153万円 (3.0%減)	▲2億8,644万円 (2.8%減)	

決算（見込）との比較



※令和元年度までは決算数値（還付未済除く）、令和2年度は決算見込数値。

※被保険者の減少に伴い、長期的には調定額・収入額とも減少傾向にある。令和2年度の増加は保険料率の引き上げ（均等割年間3,000円）によるものである。収納率については、平成30年度より外国人収納対策の強化、自動音声電話催告など行っており、令和3年度は関係課との更なる連携を図りながら、収納率向上を目指し、令和2年度見込を上回る91.18%を見込む。

4 保健事業費の状況

令和3年度予算額	5億5,660万円
令和2年度決算見込額	7億4,474万円
決算見込との比較	▲1億8,814万円(25.3%減)

※令和3年度より予算執行の方法を見直すことにより減少している。詳細は次ページにて説明。

(1) 市町村国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の目標値

区分	平成29年度末 (平成25年4月から)	令和5年度末 (平成30年4月から)
特定健康診査 受診率	60%	60%
特定保健指導 実施率	60%	60%

※上記受診率及び実施率は厚生労働省が定めた目標値。

(2) 船橋市国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の実施状況

(法定報告数値)

区分 年度	特定健康診査			特定保健指導		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	実施者数	実施率
H27	98,287人	48,047人	48.9%	5,089人	1,500人	29.5%
H28	92,481人	44,821人	48.5%	4,692人	1,269人	27.0%
H29	87,604人	42,317人	48.3%	4,527人	1,249人	27.6%
H30	83,758人	39,443人	47.1%	4,337人	1,334人	30.8%
R元	80,672人	38,700人	48.0%	4,240人	1,415人	33.4%

【法定報告における船橋市の順位】

	特定健康診査		特定保健指導	
	中核市	千葉県内市	中核市	千葉県内市
H30年度	3位/58	4位/37	18位/58	11位/37
R元年度	3位/60	5位/37	14位/60	11位/37

◆令和3年度予算額と令和2年度決算見込み額の差について

保健事業に関する予算執行は、下図【変更前】のとおり一体的に行っている。

年度中に執行する国民健康保険被保険者の費用に加えて、後期高齢者医療制度被保険者、生活保護受給者についても、国民健康保険特別会計（本頁上、「国保特会」という。）にて一体的に支出。決算期に一般会計からの振替（歳入）を行い精算処理している。

しかしながら、現体系は予算計上及び決算処理が複雑になっており同時期における事務負担が大きい点が課題であったことから、他市照会を含む体系の見直しを行った。その結果令和3年度より下図【変更後】の会計処理とすることで、予算体系の簡素化及び決算期の精算処理による事務負担の軽減を図る。

【変更前】令和2年度までの予算執行体制（概要）

年度中は国保特会で一体的に支出
【国保特会】 A：国民健康保険被保険者分
【国保特会】 B：後期高齢者医療制度被保険者分
【国保特会】 C：生活保護受給者分

- ・ B、Cについても国保特会で予算計上。
- ・ 決算期にB、C分の経費を一般会計から振替（歳入）を行い精算。

【変更後】令和3年度からの予算執行体制（概要）

年度中から各会計で支出
【国保特会】 A：国民健康保険被保険者分
【一般会計】 B：後期高齢者医療制度被保険者分
【一般会計】 C：生活保護受給者分

- ・ B、Cは一般会計で予算計上。
国保特会で計上しないため令和2年度と比較して予算減となる。
- ・ 決算期にB、C分の振替（歳入）が不要となる。

◆保健事業実施計画（データヘルス計画）第2期（平成30年度～令和5年度）の中間評価について

平成30年3月に策定した保健事業実施計画（データヘルス計画）について中間評価を実施し、事業の進捗を整理した。

効果があったと考えられる取り組みは継続し、そうでない事業については目標未達の要因を分析し効果的な取り組みとなるよう方向性の検討をした。（詳細は「資料1」及び「資料2」参照。）

5 令和3年度 国民健康保険事業特別会計予算案 総括表（歳出）

単位：円 %

区 分	概 要	令和2年度 当初予算額	構成比	令和3年度 当初予算額	構成比	前年度比
総務費		911,300,000	1.8	878,800,000	1.8	▲ 32,500,000
保険給付費		33,989,900,000	66.9	32,133,900,000	66.1	▲ 1,856,000,000
療養給付費	病気やけがの保険診療で保険者が医療機関に支払う現物給付（7割、8割）	29,367,440,000	57.8	27,340,760,000	56.2	▲ 2,026,680,000
一般被保険者分		29,364,860,000	57.8	27,340,660,000	56.2	▲ 2,024,200,000
退職被保険者分		2,580,000	0.0	100,000	0.0	▲ 2,480,000
療養費	柔整・あんま・針・灸等及び医療機関で10割負担した場合の現金給付	312,900,000	0.6	274,420,000	0.6	▲ 38,480,000
一般被保険者分		312,800,000	0.6	274,320,000	0.6	▲ 38,480,000
退職被保険者分		100,000	0.0	100,000	0.0	0
審査支払手数料	レセプトの審査に対して千葉県国保連合会へ支払う手数料	74,780,000	0.2	71,830,000	0.2	▲ 2,950,000
高額療養費	医療機関での1ヶ月の自己負担で、一定額（限度額）を超過した分を給付	4,019,340,000	7.9	4,234,350,000	8.7	215,010,000
一般被保険者分		4,019,200,000	7.9	4,234,250,000	8.7	215,050,000
退職被保険者分		140,000	0.0	100,000	0.0	▲ 40,000
高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の自己負担で、一定額（限度額）を超過した分を給付	6,800,000	0.0	7,100,000	0.0	300,000
一般被保険者分		6,600,000	0.0	6,900,000	0.0	300,000
退職被保険者分		200,000	0.0	200,000	0.0	0
移送費	緊急を要する場合に発生する搬送費用等	350,000	0.0	350,000	0.0	0
一般被保険者分		300,000	0.0	300,000	0.0	0
退職被保険者分		50,000	0.0	50,000	0.0	0
出産育児諸費	出産費の助成（1件42万円または40万4千円）及び直接払い分の千葉県国保連合会への手数料	172,290,000	0.3	168,090,000	0.3	▲ 4,200,000
葬祭諸費	葬祭費の助成（1件5万円）	36,000,000	0.1	36,000,000	0.1	0
傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して傷病手当金を支給	0	0.0	1,000,000	0.0	1,000,000
国民健康保険事業費納付金		14,637,600,000	28.8	14,881,400,000	30.6	243,800,000
医療給付費分	保険給付費を賄うために千葉県へ拠出	9,951,470,000	19.6	10,107,510,000	20.8	156,040,000
一般被保険者医療給付費分		9,951,470,000	19.6	10,107,510,000	20.8	156,040,000
退職被保険者等医療給付費分		0	0.0	0	0.0	0
後期高齢者支援金等分	後期高齢者支援金を賄うために千葉県へ拠出	3,625,260,000	7.1	3,683,110,000	7.6	57,850,000
一般被保険者後期高齢者支援金等分		3,625,260,000	7.1	3,683,110,000	7.6	57,850,000
退職被保険者等後期高齢者支援金等分		0	0.0	0	0.0	0
介護納付金分	介護納付金を賄うために千葉県に拠出	1,060,870,000	2.1	1,090,780,000	2.2	29,910,000
共同事業拠出金		100,000	0.0	100,000	0.0	0
その他共同事業事務費拠出金	退職被保険者にかかる事務処理費用として千葉県国保連合会へ拠出	100,000	0.0	100,000	0.0	0
保健事業費		1,053,900,000	2.1	556,600,000	1.1	▲ 497,300,000
保健事業費	医療費通知、パンフレットの印刷代等	18,720,000	0.0	14,400,000	0.0	▲ 4,320,000
特定健康診査等事業費	特定健康診査・特定保健指導にかかる費用	1,035,180,000	2.1	542,200,000	1.1	▲ 492,980,000
諸支出金	保険料の還付金、国庫補助金等の精算による返還	92,200,000	0.2	94,200,000	0.2	2,000,000
予備費		100,000,000	0.2	100,000,000	0.2	0
歳 出 合 計		50,785,000,000	100.0	48,645,000,000	100.0	▲ 2,140,000,000

6 令和3年度 国民健康保険事業特別会計予算案 総括表（歳入） その1

単位：円 %

区 分		概 要			令和2年度 当初予算額	構成比	令和3年度 当初予算額	構成比	前年度比	
国民健康保険料					10,922,000,000	21.5	10,685,000,000	22.0	▲ 237,000,000	
一般分国民健康保険料			所得割	均等割	限度額	10,920,200,000	21.5	10,683,700,000	22.0	▲ 236,500,000
	医療給付費分現年賦課分	医療分	(前年中の総所得金額等－基礎控除43万円) ×6.50%	27,360円 ×人数	63万円	7,126,100,000	14.0	6,853,900,000	14.1	▲ 272,200,000
	介護納付金分現年賦課分	(0～74歳)				616,800,000	1.2	596,600,000	1.2	▲ 20,200,000
	後期高齢者支援金分現年賦課分	後期支援分	(前年中の総所得金額等－基礎控除43万円) ×2.63%	8,590円 ×人数	19万円	2,605,500,000	5.1	2,503,500,000	5.2	▲ 102,000,000
	医療給付費分滞納繰越分	(0～74歳)				385,800,000	0.8	508,400,000	1.0	122,600,000
	介護納付金分滞納繰越分	介護分	(前年中の総所得金額等－基礎控除43万円) ×1.20%	9,610円 ×人数	17万円	42,340,000	0.1	51,700,000	0.1	9,360,000
	後期高齢者支援金分滞納繰越分	(40～64歳)				143,660,000	0.3	169,600,000	0.4	25,940,000
退職分国民健康保険料					1,800,000	0.0	1,300,000	0.0	▲ 500,000	
	医療給付費分現年賦課分	医療分・・・国民健康保険の医療費に充てる			2,000	0.0	2,000	0.0	0	
	介護納付金分現年賦課分	後期支援分・・・後期高齢者医療制度の費用に充てる			2,000	0.0	2,000	0.0	0	
	後期高齢者支援金分現年賦課分	介護分・・・介護保険制度の費用に充てる			2,000	0.0	2,000	0.0	0	
	医療給付費分滞納繰越分	基本は医療分と後期支援分の所得割と均等割が賦課される。40～64歳は介護分の所得割			1,138,000	0.0	830,000	0.0	▲ 308,000	
	介護納付金分滞納繰越分	と均等割が加えられる。賦課額には限度があり、1世帯の限度額は最高99万円。			238,000	0.0	164,000	0.0	▲ 74,000	
	後期高齢者支援金分滞納繰越分				418,000	0.0	300,000	0.0	▲ 118,000	
国庫支出金					36,000,000	0.1	100,000	0.0	▲ 35,900,000	
	総務費国庫補助金	社会保障・税番号制度に関するシステム改修に係る経費に対する補助金			35,814,000	0.1	0	0.0	▲ 35,814,000	
	災害臨時特例補助金	東日本大震災被災者の免除された保険料・一部負担金に対する補助			186,000	0.0	100,000	0.0	▲ 86,000	

6 令和2年度 国民健康保険事業特別会計予算案 総括表（歳入） その2

単位：円 %

区 分	概 要	令和2年度 当初予算額	構成比	令和3年度 当初予算額	構成比	前年度比
県支出金		34,447,500,000	67.8	32,595,000,000	67.0	▲ 1,852,500,000
健康増進事業補助金	慢性腎臓病重症化予防事業に対して支払われる補助金	308,000	0.0	334,000	0.0	26,000
保険給付費等交付金	保険給付費等を賄うための交付金	34,447,192,000	67.8	32,594,666,000	67.0	▲ 1,852,526,000
普通交付金	保険給付費（出産育児諸費・葬祭費・傷病手当金除く）に応じて交付（100%）	33,781,610,000	66.5	31,928,810,000	65.6	▲ 1,852,800,000
特別交付金	保険者の経営努力の評価指標や、市町村の特別な事情に応じて交付。 また、特定健康診査等事業費に係る国県の負担分。	665,582,000	1.3	665,856,000	1.4	274,000
財産収入	国民健康保険財政調整基金の運用収入	500,000	0.0	500,000	0.0	0
繰入金		4,646,900,000	9.2	5,214,300,000	10.7	567,400,000
一般会計繰入金	一般会計からの繰入金	4,575,700,000	9.0	5,142,300,000	10.6	566,600,000
保険基盤安定繰入金	低所得者の保険料軽減のための繰入金	1,920,352,000	3.8	1,924,085,000	4.0	3,733,000
（保険料軽減分）	軽減後の保険料と平均的な保険料の差（軽減相当額）に対する繰入金（県：市=3：1）	1,102,496,000	2.2	1,112,218,000	2.3	9,722,000
（保険者支援分）	軽減額や軽減世帯数に応じた繰入金（国：県：市=2：1：1）	817,856,000	1.6	811,867,000	1.7	▲ 5,989,000
職員給与費等繰入金	総務費（人件費等）に対する繰入金	855,676,000	1.7	878,598,000	1.8	22,922,000
出産育児一時金繰入金	出産育児一時金支給額に対する繰入金（2/3）	114,800,000	0.2	112,000,000	0.2	▲ 2,800,000
国保財政安定化支援事業	低所得者・病床・高齢者が多い場合に許される繰入金	94,872,000	0.2	95,617,000	0.2	745,000
その他一般会計繰入金	単年度収支の赤字に対する繰入金	1,590,000,000	3.1	2,132,000,000	4.4	542,000,000
財政調整基金繰入金	国民健康保険財政調整基金からの繰入金	71,200,000	0.2	72,000,000	0.1	800,000
繰越金		100,000	0.0	100,000	0.0	0
諸収入	後期高齢者や生活保護受給者の健康診査費用、不当利得返還金等	732,000,000	1.4	150,000,000	0.3	▲ 582,000,000
歳 入 合 計		50,785,000,000	100.0	48,645,000,000	100.0	▲ 2,140,000,000

